

平成 23 年 7 月 12 日

独立行政法人 都市再生機構  
西日本支社  
支社長  様

仰木の里まちづくり連合協議会  
会長

幸福の科学学園建設用地に関する質問並びに要請書

前略

早速ながら、大津市仰木の里東二丁目 16 番 1 号 4 区画に於いて現在幸福の科学学園(以下 KKG) が清水建設株式会社の設計施工のもと、「幸福科学学園 関西中学校 高等学校(仮称)」が進められていることはご承知の事と存じます。

残念ながら平成 22 年 12 月 4 日の貴機構よりの仰木の里東二丁目への説明会、また要望書に対する回答(文書番号 907-99)以降、幸福の科学学園(以下、KKG という)との話し合いは、説明会の形で各自治会に各一回開かれたのみで、質問に対する誠意ある十分な回答のないまま住民の不安はますます募っております。また平成 23 年 3 月 18 日大津市市議会において「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解消に向けた取り組みと、住民との合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求めることについて」の請願が採択されましたが、その後も KKG の強引な姿勢は変わらず合意形成の環境が整うには程遠い状況となっております。このような経過により、先般仰木の里地域 10 自治会が連合し「仰木の里まちづくり連合協議会(以下まち連という)」が結成されました。

当まち連として、貴機構のこれまでの説明および回答、KKG よりの建設計画の資料を基に調査、検討を重ねましたところ下記につき再度ご回答いただきたく要請いたします。

何卒、誠意ある回答をいただきますようお願いいたします。

記

1. 貴機構の平成 23 年 1 月 14 日付、仰木の里東 2 丁目宛回答文(文書番号に 907-99)、1、質問事項「1」公募、選定の経過等について、①～⑥の回答が不明確であるため当まち連としての回答を求めます。

その理由は、KKG の説明会に於いて貴機構は、コンペ形式にて審査、譲渡決定されたとの説明をされました。また貴機構の説明会に於いても計画構想の審査がされたことを明言されました。しかしながら、5 区画中 2 区画の土地利用は不明であります。どのような審査、また計画書類の開示を要望します。

2. 当まち連住民の居住する住宅地は、貴機構の（旧住宅整備公団）の仰木土地区画整理事業により宅地開発された宅地です。

今回、貴機構がKKGに譲渡された事を発端として調査しましたところ、東日本大震災、阪神淡路大震災での問題となっている谷埋め盛り土の地滑り問題が当仰木地区にも存在することが判明しています。

また、幸福の科学学園建設計画のグラウンド予定地に関して、貴機構と某事業者との過去の建設計画説明における地質調査資料を入手し、専門家に土木工学的な評価を依頼しましたところ、谷埋め盛り土の地滑りの危険性が判明しました。

つまり貴機構は滋賀県学校設置基準の不適合や災害時における隣接地宅地へ悪影響も考えられる物件をKKGに学校建設用地として譲渡された可能性があります。

この問題について貴機構がどのような認識を持って譲渡されたのか、また震災後の現在においてどのような見解をお持ちであるか、譲渡経緯を含めて詳細をお示しいたできますようお願いいたします。

仰木土地区画整理事業の開発者として、上記2点についての当まち連への回答と住民に対する説明会の開催を要請いたします。

なお、ご回答は平成23年7月25日までをお願い致します。

以上